

公開買付説明書

2024年8月

株式会社オートバックス・ディーラーグループ・
ホールディングス

(対象者：株式会社東葛ホールディングス)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都練馬区高野台四丁目22番24号
【最寄りの連絡場所】	東京都練馬区高野台四丁目22番24号
【電話番号】	03-6700-9791（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 兼 管理部長 真田 貴浩
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス （東京都練馬区高野台四丁目22番24号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社東葛ホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

目 次

	頁
第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	16
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	31
6. 株券等の取得に関する許可等	32
7. 応募及び契約の解除の方法	33
8. 買付け等に要する資金	36
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	37
10. 決済の方法	38
11. その他買付け等の条件及び方法	38
第2 公開買付者の状況	40
1. 会社の場合	40
2. 会社以外の団体の場合	45
3. 個人の場合	45
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	46
1. 株券等の所有状況	46
2. 株券等の取引状況	47
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	47
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	47
第4 公開買付者と対象者との取引等	47
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	47
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	47
第5 対象者の状況	48
1. 最近3年間の損益状況等	48
2. 株価の状況	48
3. 株主の状況	48
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項	49
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等	49
6. その他	50
対象者に係る主要な経営指標等の推移	51

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社東葛ホールディングス

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

- ① 2011年6月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2011年7月28日から2041年7月27日まで）
 - ② 2012年6月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2012年7月28日から2042年7月27日まで）
 - ③ 2013年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2013年7月27日から2043年7月26日まで）
 - ④ 2014年6月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2014年7月26日から2044年7月25日まで）
 - ⑤ 2015年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年7月25日から2045年7月24日まで）
 - ⑥ 2016年6月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月28日から2046年7月27日まで）
 - ⑦ 2017年6月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年7月28日から2047年7月27日まで）
 - ⑧ 2018年6月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年7月27日から2048年7月26日まで）
 - ⑨ 2019年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年7月26日から2049年7月25日まで）
 - ⑩ 2020年6月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第10回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年7月28日から2050年7月27日まで）
 - ⑪ 2021年6月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年7月27日から2051年7月26日まで）
 - ⑫ 2022年6月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年7月26日から2052年7月25日まで）
 - ⑬ 2023年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年7月27日から2053年7月26日まで）
 - ⑭ 2024年6月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年7月26日から2054年7月25日まで）
- なお、上記①から⑭の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2024年8月8日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを前提として行われる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株式の全て（本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象にした本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2024年8月8日付で、対象者の主要株主かつ筆頭株主であり対象者の取締役会長である齋藤國春氏（以下「齋藤氏」といいます。）（所有株式：1,089,000株、所有割合（注1）：21.39%）、齋藤氏の親族であり対象者の第6位株主である稲田麻衣子氏（所有株式：188,700株、所有割合：3.71%）、齋藤氏の親族であり対象者の第7位株主である林未香氏（所有株式：178,300株、所有割合：3.50%）、並びに齋藤氏の親族であり対象者の第8位株主である林凜乃介氏（所有株式：175,000株、所有割合：3.44%）、林廉志郎氏（所有株式：175,000株、所有割合：3.44%）、稲田凌佑氏（所有株式：175,000株、所有割合：3.44%）及び稲田隼大氏（所有株式：175,000株、所有割合：3.44%）（以下、総称して「応募予定株主」と

います。)との間で、それぞれ、各応募予定株主が所有する対象者株式の全て(合計所有株式:2,156,000株、所有割合の合計:42.34%) (以下、総称して「応募予定株式」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の公開買付け応募契約(以下、公開買付者が各応募予定株主との間で締結した応募契約を総称して、「本応募契約」といいます。)を締結しております。本応募契約の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意」の「① 本応募契約」をご参照ください。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2024年8月8日に公表した「2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数(4,840,000株)に、対象者から報告を受けた2024年6月30日現在(ただし、第14回新株予約権については割当日である2024年7月25日現在)残存する本新株予約権の合計である1,530個(注2)の目的となる対象者株式の数(253,800株)を加算した株式数(5,093,800株)から、対象者第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数(1,701株)を控除した株式数である5,092,099株(以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

(注2) 対象者から2024年6月30日現在(ただし、第14回新株予約権については割当日である2024年7月25日現在)残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	2024年6月30日現在(ただし、第14回新株予約権については割当日である2024年7月25日現在)の個数(個)	目的となる対象者株式の数(株)
第1回新株予約権	26	26,000
第2回新株予約権	28	28,000
第3回新株予約権	22	22,000
第4回新株予約権	19	19,000
第5回新株予約権	17	17,000
第6回新株予約権	204	20,400
第7回新株予約権	143	14,300
第8回新株予約権	113	11,300
第9回新株予約権	152	15,200
第10回新株予約権	154	15,400
第11回新株予約権	157	15,700
第12回新株予約権	193	19,300
第13回新株予約権	170	17,000
第14回新株予約権	132	13,200
合計	1,530	253,800

本公開買付けにおいて、公開買付者は、本公開買付け成立後に公開買付者が所有する対象者の議決権が対象者の総議決権数の3分の2以上となるように買付予定数の下限を3,225,500株(所有割合:63.34%)に設定しております。なお、買付予定数の下限(3,225,500株)は、対象者第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数(4,840,000株)から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,701株)を控除した株式数(4,838,299株)に係る議決権数(48,382個)に3分の2を乗じた数(32,255個)(小数点以下を切り上げております。)に100株を乗じた数としております。これは、本公開買付けにおいて、公開買付者が対象者株式を非公開化することを目的としており、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「② 株式併合」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、公開買付者単独で当該要件を満たすことができるように設定したものです。公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、

応募株券等の全ての買付け等を行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全て（本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全ての買付け等を行います。本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者株式を非公開化するため、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載の一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）を実施することを想定しております。なお、対象者から報告を受けた2024年6月30日現在（ただし、第14回新株予約権については割当日である2024年7月25日現在）残存する本新株予約権は1,530個であり、その目的となる対象者株式の数は253,800株ですが、これらの本新株予約権は、対象者及びその連結子会社の取締役等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）が、対象者の取締役（監査等委員である取締役も含みます。）及び対象者の連結子会社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権をそれぞれ行使することができることとされているところ（以下、上記の地位喪失に伴う各行使条件を総称して、「本地位喪失行使条件」といいます。）、対象者によれば、本新株予約権者の全てである対象者の現任の取締役及び対象者の連結子会社の取締役計7名について、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日までに本地位喪失行使条件を充足することとなる予定の本新株予約権者はおらず、公開買付期間中に本新株予約権が行使され対象者株式が本新株予約権者に対して発行又は移転されることも想定していないとのこと、並びに下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を實踐するよう対象者に要請し、又は実施することを予定しており、かつ、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向とのことであるため、公開買付者は、買付予定数の下限の設定に際し、本新株予約権の目的となる株式数を考慮しておりません。

対象者が2024年8月8日付で公表した「株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングスによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は同日開催の取締役会において、公開買付者による対象者株式及び本新株予約権に対する本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのこととす。詳細については、下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」をご参照ください。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立することのみを条件として、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までに、公開買付者の発行済株式総数の全てを所有する株式会社オートバックスセブン（以下「公開買付者親会社」といいます。）から1,800,000,000円を上限とする融資を受けることを予定しており、当該資金及び公開買付者の自己資金をもって、本公開買付けの買付資金及びその付随費用に充当する予定です。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、2019年4月1日に、公開買付者親会社の完全子会社であり、BMW及びMINIの正規ディーラーである株式会社アウトプラッツ及び株式会社モトーレン栃木の2社による共同株式移転により、ディーラー事業を統括する中間持株会社として設立されました。

公開買付者並びに公開買付者親会社、その連結子会社（公開買付者を除きます。）27社（2024年3月31日時点）及び持分法適用関連会社12社（同日時点）（以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。）は、本書提出日現在、カー用品等の国内外への卸売・小売販売、ネット販売、車買取・販売、車検・整備、板金・塗装及び自動車ディーラーを行うほか、オートバックスグループへの店舗設備のリース及びクレジット関連事業等を行っております。各事業の内容は次のとおりです。

(i) 国内オートバックス事業

国内のフランチャイズ加盟法人等に対してタイヤ・ホイール及びカーエレクトロニクス等、カー用品等の卸売を行っております。また、主に国内の一般消費者に対してカー用品等の販売、取付サービス、車の整

備、車検及び車買取・販売を行っております。主要な店舗ブランド名は、オートボックス、スーパーオートボックス、オートボックスセコハン市場、オートボックスカーズです。

(ii) 海外事業

主に国外の一般消費者に対してカー用品等の販売、取付サービス、車の整備及び板金・塗装を行っております。また、主に国外のフランチャイズ加盟法人や小売業者等にカー用品等の卸売・輸出販売を行っております。

(iii) ディーラー・BtoB・オンラインアライアンス事業

主に国内の一般消費者に対して輸入車や電気自動車の販売及びサービスを行っております。また、ホームセンター等、オートボックスグループ外の法人顧客への卸売販売のほかに、法人所有の社用車向けサービスの提供や、車検・整備、板金事業等を行っております。

(iv) その他の事業

主に子会社が、クレジット関連事業、保険代理店、国内のフランチャイズ加盟店での個別信用購入あっせん、提携カードの発行等を行うほか、同加盟法人等に備品等のリースを行っております。また、クルマを通じた独自の世界観を提案するライフスタイルブランドに関する商品開発、ネット及び実店舗展開、不動産関連のデベロップメント事業並びに車の買取・販売等を行っております。

また、公開買付者グループは、2023年5月に、2033年3月期の連結売上高5,000億円の達成を目指す長期ビジョン「Beyond AUTOBACS Vision 2032」を発表し、また、当該長期ビジョンの達成に向け、2024年5月に、2025年3月期から2027年3月期の3カ年の2024中期経営計画「Accelerating Towards Excellence」を発表しております。当該中期経営計画では、「お客様にとっての「モビリティライフのインフラ」をグローバルで目指す」という新たな方向性を実現するための戦略として次の3つを掲げ、それぞれの重点施策に取り組んでおります。

(i) モビリティライフを支え続ける「タッチポイントの創出」

- ・ 出店を含む新規拠点・チャンネルの拡大（100拠点）
- ・ オンライン上における新たなマーケットプレイスの構築
- ・ 社会課題を解決する新たなサービスの展開

(ii) モビリティライフに合わせた「商品・ソリューションの開発と供給」

- ・ 魅力ある商品・ソリューションの開発による卸売り販路の拡大
- ・ サプライチェーンマネジメント及びFC本部機能集約による競争力の強化
- ・ PB商品・サービス・販売支援策をパッケージ化による外販強化

(iii) モビリティライフの変化に対応した「新たな事業ドメインの設定」

- ・ 市場拡大が期待されるEVソリューション事業の開発
- ・ マイクロモビリティその他の販売及びアフターサービス
- ・ 既存事業にシナジーのある水平・垂直統合によるグループ会社化の推進

一方、対象者プレスリリースによれば、本書提出日現在、対象者グループは、対象者及び連結子会社3社で構成されており（以下「対象者グループ」といいます。）、株式会社ホンダカーズ東葛（以下「ホンダカーズ東葛」といいます。）を通じて、本田技研工業株式会社（以下「本田技研工業」といいます。）が製造する四輪新車及び四輪中古車（以下「Honda車」といいます。）を販売しているほか、一部店舗において、他社ブランドの四輪中古車も取り扱っているとのことです。また、自動車の車検・点検等の整備事業及び用品販売も行っており、店舗に併設する形で12工場を設置しているとのことです。その他、付随事業として、修理板金塗装事業を株式会社東葛ボディーファクトリーで、保険代理店事業を株式会社東葛プランニングにて行っているとのことです。

対象者は今から50年以上前の1969年1月に株式会社不二ホンダとして設立されたとのことです。その後、Honda車の販売チャンネルの多様化とともに、株式会社ホンダベルノ東葛の設立、株式会社不二ホンダから株式会社ホンダクリオ東葛への商号変更等を経て、2006年10月に現在のホンダカーズ東葛を中心とした体制へと移行したとのことです。対象者株式は、2002年12月に社団法人日本証券業協会に店頭登録し、2004年12月に株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場したとのことです。その後、ジャスダック証券取引所と株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の合併、東京証券取

引所と大阪証券取引所の統合を経て、2013年7月に東京証券取引所JASDAQ市場に上場したとのことです。直近では、2022年4月の東京証券取引所における新市場区分への移行を経て、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

対象者グループの経営理念として、「たえず顧客の立場にたつて」を掲げているとのことです。産業・レジャー・ホビーと多様な目的に対応できる商品を取り揃えるのみでなく、地球環境問題をはじめとする社会のニーズに応える商品、及び市場動向、販売の趨勢に機敏に対応した高いサービスを提供することで、人々の暮らしに喜びを与え、より豊かな車社会の実現に貢献していきたいと考えているとのことです。

対象者グループの対処すべき課題として、自動車業界全体において、少子高齢化や車両保有期間の長期化に加えて若者の車離れ等により、新車の販売台数及び収益の減少傾向が続いているとのことです。このような状況の中、主力である自動車販売関連事業においては、新車販売の拡充はもちろんのこと、車両販売時に付属品として販売している用品等の拡充に努めるほか、一定期間の定期点検や車検等の整備を割安でパックにした商品（まかせチャオ）の拡販、車両の維持管理をはじめ、事故などのトラブルにも対応する会員制サービス（ホンダ・トータル・ケア）の拡充、CSの改善等、既存顧客の競合他社への流出防止を図ることにより、一時的かつ急激な社会情勢の変化による車両販売台数の減少等に直接影響を受けにくい体質強化に努めているとのことです。また、急速に進む車両の電動化や自動運転技術などに迅速・的確に対応すべく、教育やサービス設備の充実に努めているとのことです。

公開買付者グループを取り巻く自動車産業業界は、100年に一度と言われる大きな変革期を迎えている中、社会・クルマ・人のくらしと共に、お客様のニーズについても大きな変化が予想されます。公開買付者グループでは、様々な事業領域に挑戦しており、とりわけ、国内の一般消費者に対して自動車の販売及びサービスを提供するディーラー事業については、公開買付者グループの事業戦略の重要な位置付けにあり、今後も積極的に投資を行い、事業拡大を図っていくべき事業領域と位置付けております。そのような状況において、公開買付者グループは、当該方針に基づき、金融機関及びM&Aブティック等に対して、ディーラー事業の成長・拡大に向けたパートナー企業の探索を依頼していたところ、2023年4月19日に対象者を潜在的な案件候補として紹介され、対象者グループのディーラー事業が創業から50年以上の実績を有していること、千葉県東葛エリア（千葉県松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市）に全12店舗（新車販売店9店舗、中古車販売店3店舗）を展開するHonda正規ディーラーであることなどから、公開買付者グループのディーラー事業の成長・拡大に向けたパートナーとして協業に関する初期的な関心があったため、同日、打診を依頼しました。その後、紹介元を通じ2023年4月24日に対象者の代表取締役である石塚俊之氏（以下「石塚氏」といいます。）に打診が行われ、日程調整の結果、公開買付者グループは、2023年5月18日に石塚氏と初回面談を行い、以降も協業に関する意見交換を行う可能性を踏まえ、秘密保持契約書の締結を打診しました。その後、石塚氏から齋藤氏へ初回面談の内容が共有され、公開買付者グループと対象者間における秘密保持契約書の締結を行うことを前提に、次回面談の日程調整を行いました。その後、2023年7月6日、公開買付者グループは、齋藤氏及び石塚氏と面談を行い、本取引や業務提携、資本提携を含めた協業について幅広い検討を進めるため、同日付で、秘密保持契約書を締結しました。公開買付者グループ及び対象者は、その後、2023年8月4日、2023年10月23日、2023年12月14日、2024年3月18日にも面談を行い、車両の電動化や自動運転技術等の外部環境変化への対応や、今後のディーラー運営方針等について双方の意見交換を重ねた結果、対象者とは価値観を共有でき、加えて、対象者は共に成長していけるパートナーであると判断するに至り、2024年3月下旬、対象者に本取引に関する正式な提案を検討している旨を伝えました。

そこで、公開買付者グループは、本取引に関する具体的な検討を開始するために、2024年4月、公開買付者グループ、対象者グループ及び応募予定株主から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業をそれぞれ選任し、本取引についての具体的な検討を開始しました。その後、公開買付者グループは、2024年5月7日に、対象者に対して、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の提案を含まず、公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた完全子会社化を前提とする対象者株式の取得の意向を表明した初期的な提案を行いました。

その後、公開買付者グループは、2024年5月中旬から同年6月下旬にかけて、対象者に対するデュー・ディリジェンスを行い、対象者の事業、財務・税務及び法務等に関する確認を行いました。また、同年5月23日には、公開買付者グループから対象者の経営陣に対してマネジメントインタビューを実施し、対象者の事業についての理解を深めるとともに、公開買付者グループと対象者との間のシナジー効果の創出に向けた具体的な施策及び公開買付者による対象者の完全子会社化後の経営方針等について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果、公開買付者グループは、本取引により、公開買付者グループ及び対象者に以下のシナジー効果及びメリットがあるとの考えに至りました。なお、公開買付者グループは、これらシナジー効果及びメリットを実現するための施策については、中長期的には対象者の成長及び企業価値向上に資すると見込まれるものの、相応の時間及び投資並びに既存ビジネスの改革を伴い、利益水準及びキャッシュ・フローの一時的な低下を招くおそれがあり、その場合、短期的には対象者株式の市場株価に悪影響を与え、対象者の少数株主に不利益を生じさせる懸念があると考えております。加えて、対象者が公開買付者の完全子会社でない状況においては、経営資源の相互活用等に係る制約が存在し、かつ、中長期的な戦略投資を採用しにくく、また、意思決定にも時間を要するため、公開買付者グループとしてはシナジー効果を十分追及することができないものと考えております。したがって、公開買付者グループは、シナジー効果及びメリットを最大限享受するためには、対象者を完全子会社化することが不可欠であると考えております。

(i) Hondaブランドの取り扱い

公開買付者グループにおいては、現在Audi及びBYDの正規ディーラーを運営しております。この度日本のブランドであるHonda正規ディーラー運営を開始することにより、今後のディーラー事業の更なる成長・拡大を図っていきたくと考えております。このような認識のもと、対象者の主要取引先である本田技研工業が掲げる、Hondaフィロソフィーの基本理念である「人間尊重」及び「三つの喜び」が、公開買付者グループの経営理念・行動理念に通じるものがあること、また、本田技研工業は、Super GT等の国内レース活動とともに戦ってきたパートナー企業であり、Hondaブランドは、公開買付者グループにとって親近感・親和性を感じるブランドであることにより、公開買付者グループにとってHondaブランドは非常に魅力的であり、本取引により、公開買付者グループが、対象者グループを通じてHonda車を販売するといったことが可能になる等、公開買付者グループ及び対象者グループにとってシナジー効果が得られるものと考えております。

(ii) ディーラー事業の更なる進化

公開買付者は、対象者グループにおいてディーラー事業を営むホンダカーズ東葛を、千葉エリアの中核企業へと成長・拡大させていくことを考えております。具体的には、対象者グループが長年をかけて構築してきた事業基盤をベースに、対象者及び本田技研工業と綿密に協議を重ねた上で、①CI対応（新しい店舗デザインへの変更対応）をはじめとするHondaディーラーネットワークへの投資や、採用及び教育といった人への投資を積極的に行い、対象者グループにおける販売店を、Honda販売店の模範店となるよう進化させること、②お客様のニーズと自動車産業の大きな変化を的確に捉えながら、既存のディーラーのビジネスモデルの枠組みに捉われることなく、新たなディーラーのビジネスモデルを模索し、これらに対して積極的に投資を行い、挑戦し続けること、また、これらの活動を通じて、従業員のパラダイムシフトを促し、それにより従業員の成長やエンゲージメントの向上にも繋がるものと考えております。

一方で、公開買付者グループは、本取引を実施することによる対象者におけるデメリットについても検討いたしました。一般に、株式の非公開化に伴う対象者におけるデメリットとして、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることが挙げられます。しかしながら、公開買付者親会社は上場会社であり、対象者が公開買付者の傘下に入ることで、対象者が公開買付者グループの有する知名度や社会的信用を得られることからすれば、対象者株式の非公開化に伴うデメリットは限定的であると考えております。

対象者は、2024年5月14日付で、本特別委員会（下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 公開買付者グループからの提案及び検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。）を設置し、公開買付者グループは、2024年7月上旬から同年8月上旬にかけて、対象者及び本特別委員会との間で、本取引に関して協議を実施しております。具体的には、同年7月2日、公開買付者は、本特別委員会より、本取引の背景・目的、本取引後の成長戦略、本取引におけるストラクチャー、本取引後の経営方針等について書面により質問を受領し、同年7月9日、当該質問事項について書面により回答を提出するとともに、同年7月11日開催の特別委員会にて説明を行いました。

その後、公開買付者は、2024年7月中旬より、対象者との間で、本公開買付価格に関する協議を重ねてきました。具体的には、公開買付者は、2024年5月中旬から同年6月下旬までに実施したデュー・ディリジェンスの結果、山田コンサルによる対象者株式の株式価値の試算結果、並びに、提案日の前営業日の対象者株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム率等を総合的に勘案し、2024年7月16日、対象者に対して本公開買付価格については、700円（提案日の前営業日である2024年7月12日の対象者株式の終値526円に対して33.08%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算に

において同じとします。) 、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値541円に対して29.39%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値527円に対して32.83%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値504円に対して38.89%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「本新株予約権買付価格」といいます。)については、本公開買付価格と本新株予約権の目的となる対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権1個の目的となる対象者株式数を乗じた金額とし、第1回乃至第5回新株予約権1個につき699,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき69,900円とする提案(以下「第1回提案価格」といいます。)を行いました。2024年7月18日、対象者より、第1回提案価格は対象者の少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、提案価格の抜本的な引上げを要請されました。これを受けて、公開買付者は、2024年7月22日、対象者に対して、本公開買付価格を710円(提案日の前営業日である2024年7月19日の対象者株式の終値526円に対して34.98%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値537円に対して32.22%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値530円に対して33.96%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値508円に対して39.76%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)、第1回乃至第5回新株予約権1個につき709,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき70,900円とする提案(以下「第2回提案価格」といいます。)を行いました。同日、対象者より、第2回提案価格は、依然として、対象者の少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、提案価格の抜本的な引上げを要請されました。これを受けて、公開買付者は、2024年7月24日、対象者に対して、本公開買付価格を740円(提案日の前営業日である2024年7月23日の対象者株式の終値514円に対して43.97%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値533円に対して38.84%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値530円に対して39.62%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値509円に対して45.38%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)、第1回乃至第5回新株予約権1個につき739,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき73,900円とする提案(以下「第3回提案価格」といいます。)を行いました。2024年7月25日、対象者より第3回提案価格は、依然として、少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、提案価格の抜本的な引上げを要請されました。また、公開買付者は、2024年7月26日、本特別委員会より、公開買付者の提案の背景を正確に理解する観点から、公開買付者における株式価値算定の考え方等について書面により質問を受領し、同年7月31日、当該質問事項について書面により回答を提出するとともに、同年8月1日開催の特別委員会にて説明を行いました。他方で、公開買付者は、対象者からの第3回提案価格からの提案価格の抜本的な引上げ要請を受けて、2024年7月29日、対象者に対して、本公開買付価格を750円(提案日の前営業日である2024年7月26日の対象者株式の終値545円に対して37.61%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値531円に対して41.24%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値532円に対して40.98%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値510円に対して47.06%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)、第1回乃至第5回新株予約権1個につき749,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき74,900円とする提案(以下「第4回提案価格」といいます。)を行いました。2024年7月29日、対象者より第4回提案価格は、依然として、少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、本公開買付価格を1,050円とする提案を受けました。これを受けて、公開買付者は、2024年7月31日、対象者に対して、本公開買付価格を780円(提案日の前営業日である2024年7月30日の対象者株式の終値533円に対して46.34%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値532円に対して46.62%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値532円に対して46.62%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値511円に対して52.64%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)、第1回乃至第5回新株予約権1個につき779,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき77,900円とする提案(以下「第5回提案価格」といいます。)を行いました。2024年8月1日、対象者より第5回提案価格は、依然として、少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、本公開買付価格を850円とする提案を受けました。これを受けて、公開買付者は、2024年8月2日、対象者に対して、本公開買付価格を810円(提案日の前営業日である2024年8月1日の対象者株式の終値521円に対して55.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値531円に対して52.54%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値533円に対して51.97%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値513円に対して57.89%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)、第1回乃至第5回新株予約権1個につき809,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき80,900円とする提案(以下「第6回提案価格」といいます。)を行いました。2024年8月3日、対象者より第6回提案価格は、依然としてさらなる上乗せを検討いただくべき水準であり、本公開買付価格を850円に近づけるべく、再考するよう要請を受けました。これを受けて、公開買付者は、社内で改めて協議検討を行ったものの、第6回提案価格は公開買付者として提示できる最大額であったため、2024年8月5日、対象者に対して、第6回提案価格と同額である、本公開買付価格を810円(提案日の前営業日である2024年8月2日の対象者株式の終値500円に対して62.00%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値530円に対して52.83%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値532円に対して52.26%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値513円に対して57.89%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)、第1回乃至第5回新株予約権1個につき809,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき80,900円とする提案(以下「第7回提案価格」といいます。)を再度行ったところ、2024年8月5日、対象者より第7回提案価格について応諾する旨の回答を受領し、本公開買付価格を810

円、第1回乃至第5回新株予約権1個につき809,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき80,900円とすることで対象者と合意に至りました。

他方、公開買付者は、2024年6月4日に齋藤氏へ応募予定株主と本応募契約を締結したい旨を申し入れ、2024年6月6日に齋藤氏より齋藤氏については条件次第ではあるものの応募契約を締結する意向である旨の回答を得たため、同年7月中旬、齋藤氏へ本応募契約の契約条件（公開買付価格を除きます。）を提示し、齋藤氏と当該契約条件について協議を進めました。なお、齋藤氏を除く応募予定株主については、2024年7月下旬以降、齋藤氏より、公開買付者から応募契約締結の申し入れがあった旨及び本応募契約の契約条件についての説明が行われたとのことです。その後、公開買付者は同年8月5日に、本公開買付価格が810円となることを齋藤氏に伝達し、齋藤氏を除く応募予定株主については齋藤氏より伝達いただいたところ、同年8月7日、全ての応募予定株主より、所有する対象者株式の全てを本公開買付価格にて本公開買付けに応募する旨の回答があり、2024年8月8日付で本応募契約を締結いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(i) 公開買付者グループからの提案及び検討体制の構築の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2020年2月に東京証券取引所による新市場区分の概要等の公表以降、対象者の上場維持基準の適合性に関する課題認識を強めていたとのことですが、対象者が2023年6月30日付で公表した「上場維持基準への適合に向けた計画書」に記載のとおり、東京証券取引所スタンダード市場において規定される株主数、流通株式数、流通株式時価総額、流通株式比率の4項目からなる上場維持基準のうち、流通株式時価総額は5.32億円に過ぎず、上場維持基準である10億円を満たしていなかったとのことです。特に2022年4月に東京証券取引所スタンダード市場に移行してからは、市場流動性を高めるための方策を検討しつつ、同時に、取引金融機関と、マネジメント・バイアウト（MBO）（注）や他社とのアライアンス等を含めた、様々な選択肢を議論していたとのことです。そのような状況の中、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者グループから協業に関する初期的な打診を2023年4月24日に受けたことから、2023年5月18日、石塚氏は公開買付者グループと初回の面談を行い、初期的な検討を実施したとのことです。その後、2023年7月6日に齋藤氏及び石塚氏が公開買付者グループと面談を行い、本取引や業務提携、資本提携を含めた協業について幅広い検討を進めるため、同日付で、秘密保持契約書を締結し、これを契機として、公開買付者グループとの間で協議を開始することや本取引の実施の是非等を含めて検討を開始するため、公開買付者グループ、対象者グループ及び応募予定株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社三菱UFJ銀行コーポレート情報営業部財務開発室（以下「三菱UFJ銀行財務開発室」といいます。）を2023年7月下旬に選任したとのことです。その後、公開買付者グループと複数回の協議を通じて、2024年3月、公開買付者グループから本取引に関する正式な提案を検討しているとの連絡を受け、対象者は、2024年3月下旬、公開買付者グループ、対象者グループ及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任したとのことです。

（注） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

また、対象者は、公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないものの、TMI総合法律事務所の助言を踏まえ、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、2024年5月14日付で独立社外取締役である笹本憲一氏（対象者社外取締役、公認会計士・公認会計士笹本憲一事務所）及び元社外監査役である佐藤裕一氏（公認会計士・公認会計士佐藤裕一事務所）並びに外部の有識者である太田大三氏（弁護士・丸の内総合法律事務所）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程における手続の公正性、(c)本取引により少数株主及び新株予約権者（総称して、以下「少数株主等」といいます。）に交付される対価等、本取引の取引条件の妥当性、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本取引の実施（本公開買付けに関する対象者の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含みます。）を決定することが対象者の少数株主等に不利益か否か（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問したとのことです。対象者取締役会は、本特別委員会に対しては、(i)答申を行うにあつ

って必要となる一切の情報の収集を対象者の役員及び従業員、ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー等に対して求める権限、(ii)本公開買付けの取引条件の交渉に際して、事前に方針を確認し、適時に報告を受け、必要に応じて意見を述べたり、要請等を行ったりすること等により対象者が公開買付者グループとの間で行う本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限、及び(iii)本特別委員会が必要と認める場合には、対象者の費用にて、対象者取締役会が本取引のために選定した者とは異なる第三者算定機関その他のアドバイザーを独自に選任する権限を付与することを決議しているとのことです。また、本特別委員会への諮問にあたり、対象者取締役会は、対象者取締役会において本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行わないことを決議しているとのことです。なお、本特別委員会は、弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを独自に選任していないとのことです(当該取締役会における決議の方法については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)

また、対象者は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室並びに対象者のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けているとのことです。

(ii) 検討・交渉の経緯

対象者は、2024年5月7日、公開買付者グループから本取引に関する協議を開始したい旨の正式な提案書を受領しましたが、それ以前から、公開買付者グループから本取引に関する初期的な打診を2023年4月下旬に受けたことを契機として、公開買付者グループとの間で協議を開始することや本取引の実施の是非等を含めて検討を開始したとのことです(なお、初期的な打診を受けた際に、対象者は公開買付者グループに対して当該打診について応じるかどうかの検討を行う旨を口頭で回答したとのことです。また、対象者は、公開買付者グループからの正式な提案書の受領後である2024年5月14日に、対象者にて本取引について本格的な検討を進めるという意向を公開買付者に書面で回答したとのことです)。その後、対象者は、三菱UFJ銀行財務開発室から対象者株式の株式価値算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言を受けるとともに、TMI総合法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってきたとのことです。

また、本公開買付価格については、対象者は、2024年7月16日に、公開買付者から、第1回提案価格を受領したとのことです。対象者は、2024年7月18日に、第1回提案価格は対象者の少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、公開買付者に対して提案価格の抜本的な引上げを要請したとのことです。その後、対象者は、2024年7月22日に、公開買付者から、第2回提案価格を受領したとのことです。対象者は、同日、第2回提案価格は、依然として、対象者の少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、公開買付者に対して提案価格の抜本的な引上げを要請したとのことです。その後、対象者は、2024年7月24日に、公開買付者から、第3回提案価格を受領したとのことです。対象者は、2024年7月25日に、第3回提案価格は、依然として、少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、提案価格の抜本的な引上げを要請したとのことです。また、本特別委員会は、2024年7月26日、公開買付者の提案の背景を正確に理解する観点から、公開買付者における株式価値算定の考え方等について書面により質問を送付し、同年7月31日、公開買付者より当該質問事項について書面により回答を受領するとともに、同年8月1日開催の特別委員会にて説明を受けたとのことです。他方で、対象者は、2024年7月29日に、公開買付者から、第4回提案価格を受領したとのことです。対象者は、2024年7月29日に、第4回提案価格は、依然として、少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、公開買付者に対して、本公開買付価格を1,050円とする提案をしたとのことです。その後、対象者は、2024年7月31日に、公開買付者から、第5回提案価格を受領したとのことです。対象者は、2024年8月1日に、第5回提案価格は、依然として、少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、公開買付者に対して、本公開買付価格を850円とする提案をしたとのことです。その後、対象者は、2024年8月2日に、公開買付者から、第6回提案価格を受領したとのことです。対象者は、2024年8月3日に、公開買付者に対して、第6回提案価格は、依然としてさらなる上乘せを検討いただくべき水準であり、本公開買付価格

を850円に近づけるべく、再考するよう要請をしたとのことです。その後、対象者は、2024年8月5日に、第6回提案価格と同額である、第7回提案価格を受領したとのことです。対象者は、2024年8月5日に、公開買付者に対して、第7回提案価格について応諾する旨の回答を行い、本公開買付価格を810円、第1回乃至第5回新株予約権1個につき809,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき80,900円とすることで公開買付者と合意に至ったとのことです。

対象者が①本公開買付価格について810円、②本新株予約権買付価格について、第1回乃至第5回新株予約権1個につき各809,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき各80,900円とすることに合意した理由の詳細については、下記「(iii) 対象者の意思決定の内容」をご参照ください。

(iii) 対象者の意思決定の内容

以上の経緯のもとで、対象者は、2024年8月8日開催の対象者取締役会において、TMI総合法律事務所から受けた法的助言、三菱UFJ銀行財務開発室から受けた助言及び三菱UFJ銀行財務開発室より2024年8月8日付で取得した対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から2024年8月7日付で取得した答申書（以下「本答申書」といいます。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

対象者が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジーは、以下のとおりとのことです。

(a) 販売拠点の拡充による自動車販売台数、管理顧客の増加

対象者グループは、千葉県東葛エリア（千葉県松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市）に全12店舗（新車販売店9店舗、中古車販売店3店舗）を展開しているとのことです。東葛エリアは、都心のベッドタウンとしてファミリー層が多く在住しており、その中でも柏市や松戸市にはディーラーが密集し、競合環境にあると認識しているとのことです。一方で、柏の葉キャンパス、流山おおたかの森、千葉ニュータウンエリアは千葉県内において人口増加傾向にあるものの、ディーラー数が少ない地域と認識しており、新規出店による成長の余地があると考えているとのことです。対象者グループの更なる成長には、既存出店エリアの営業強化に加えて、新規出店による販売台数や管理顧客の増加が不可欠と考えていることから、かねてより地場の不動産業者や取引金融機関と密に連携を取りながら上記エリアを含めて出店用地を探していたとのことですが、適切な出店用地を見つけることができず、2013年に行った南柏店の出店以降、新規出店が出来ていない状況であるとのことです。本取引により、不動産取引に関する専門部署を有する公開買付者グループの傘下に入ることで、公開買付者グループのリソース及びネットワークの活用により、出店用地を確保できる蓋然性も大きく高まると考えているとのことです。

加えて、新規出店には多大な費用を拠出する必要がある一方で、売上に寄与するまでに一定期間を要することが想定され、中長期的な収益向上のための新規出店により短期的には対象者の業績は悪化することとなるとのことです。加えて、新規出店による収益貢献の有無及び程度は市場環境の変化など不確定要素に大きく左右され、多大な費用に見合う以上の収益を達成できるかは不明確な側面を含まざるを得ないとのことです。他方で、対象者は上場企業として、株主の皆様のご期待に沿うべく、市場株価を上げるための短期的利益の追求策や株主還元を優先する必要もあったことから、株主の皆様が不利益を被る可能性がある、中長期的な企業価値向上を目的とした積極的な投資を検討しづらかった側面があることも否めないとのことです。本取引後は、公開買付者グループのリソースやネットワークを活用しながら、新規出店を含めた中長期的な企業価値向上を目的とした投資をより積極果断に行うことができると考えているとのことです。

(b) 公開買付者グループとの交流を通じた人材面での強化

自動車ディーラー業界全体において、今後の事業拡大には人材の確保は喫緊の課題であり、対象者グループにおいても同様の問題意識を有しているとのことです。特にメカニックの職種は外国人労働者の雇用が増えており、対象者グループにおいても一部職種で外国人労働者を採用するなど、これまでにないルートを開拓しながら人材の確保に注力しているとのことです。また、既存の従業員の帰属意識を高めるために、年に数回の全社員イベントを通じて社員同士の繋がりを持つことに努めているとのことです。一方で、このような施策の効果を高めるためには対象者のブランド力を高めることが重要であり、またこれらのイベントの実施に際して対象者として相応の人的金銭的なリソースを投入する必要があるため、対象者単独で実施できる施策及びその効果には限界もあるとのことですが、本取引により、全国的に高い知名度

を誇る公開買付者グループの一員になることで、新卒中途の別なく採用面における訴求力は高まるものと考えているとのことです。また、公開買付者グループのディーラー事業運営に長けた役職員との交流を通じて、対象者グループの従業員の育成にも繋がるものと考えているとのことです。

(c) 上場維持コスト及び管理部門における業務負担軽減

対象者株式の上場を維持するための体制については、近年の新市場区分における上場維持基準への対応やコーポレートガバナンス・コードの改訂など年々強化することが求められているとのことです。これらに対応するための上場維持コストは年々増大しており、本取引により公開買付者のみが対象者の株主となり非公開化することによって、上場維持コスト及び上場維持のための業務負担を軽減できるものと考えているとのことです。

一方で、対象者は、本取引を実施することによるデメリットについても検討したとのことです。具体的には、採用市場における一定の知名度低下も否定はできないとのことです。上記「(b) 公開買付者グループとの交流を通じた人材面での強化」に記載のとおり、全国的に高い知名度を誇る公開買付者グループの一員になることで、新卒中途の別なく採用面における訴求力は高まるものと考えているとのことです。加えて、対象者はこれまで資本市場からの調達を実施したことはなく、直近においてもその必要性もない状況とのことです。また、代替手段としての銀行調達という観点では、取引各行と良好な関係を築いており、資金調達の面でも特段の問題は無いと考えているとのことです。ゆえに、対象者における株式の非公開化に伴うデメリットは限定的であると考えているとのことです。

また、対象者は、本公開買付価格について、(i) 下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている三菱UFJ銀行財務開発室による対象者株式価値算定書における対象者株式の株式価値算定結果によれば、市場株価分析の上限値を上回り、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー（以下「DCF」といいます。）分析に基づく1株当たり株式価値レンジに収まる水準となっていること、(ii) 本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年8月7日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の終値522円に対して55.17%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値525円に対して54.29%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値531円に対して52.54%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値513円に対して57.89%のプレミアムが加算されたものであり、公正なM&Aの在り方に関する指針が公表された2019年6月28日以降、2024年3月31日までに公表された日本国内における公開買付け案件のうち、本取引前の対象会社のPBRが1倍未満かつ買付者及び特別関係者の議決権が無い非公開化案件（ただし、公開買付けが不成立となった事例、マネジメント・バイアウト（MBO）の事例、敵対的公開買付けの事例、公開買付価格のプレミアムが公表日前営業日の終値に対してマイナスとなる公開買付け（いわゆるディスカウントTOB）の事例、及び公開買付けの公表前に事前報道のあった事例を除きます。）におけるプレミアムの実例17件（プレミアムの中央値は公表日前営業日が34.0%、直近1ヶ月間が33.2%、直近3ヶ月間が33.7%、直近6ヶ月間が36.0%）と比較して、相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii) 下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付価格は妥当性を有し、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

さらに、対象者は、本新株予約権買付価格については、それぞれ本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とされており、本公開買付価格を基準に算定されていることから、上記(i)乃至(iii)の点を踏まえ、本公開買付けは対象者の本新株予約権者の皆様に対して合理的な本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

なお、本公開買付価格は、対象者の2024年6月30日現在の簿価純資産額である5,334百万円を自己株式控除後の発行済株式総数（4,838,299株）で割ることにより算出した1株当たり純資産額である1,102円（本公開買付価格は当該金額との比較で26.5%のディスカウント）を下回っているものの、上記の理由をもって、対象者は本公開買付価格が妥当かつ合理的であると判断しているとのことです。

また、対象者が所有する資産のうち、店舗用不動産は汎用性が乏しく、かつ、建築後相当程度の年月が経

過し老朽化していることを踏まえると、簿価により売却することが困難であると見込まれるため、更地での売却が必要である可能性が高く、不動産鑑定費用に加えて建屋の取り壊しにも費用を要すること、清算時の即時又は早期の売却による換価に際して大幅な減価が必要となることを考慮すると、相当程度の毀損が見込まれるとのことです（具体的には、対象者の貸借対照表（2024年6月30日現在）上、建物及び構築物594百万円、土地2,420百万円、合計3,014百万円（総資産に占める割合38.1%）に対する相当程度の毀損が見込まれるとのことです。なお、対象者においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、具体的な毀損額については特段検討していないとのことです。）。

加えて、子会社を含めた対象者グループの清算を行う場合、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に最終的に分配されることとなる金額は、現実的には簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定されるとのことです。そのため、対象者は、1株当たり簿価純資産額が対象者株式の公正価値の最低価格となるという考え方は採用し難いと考え（なお、対象者においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、また、本公開買付価格が、具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される、想定清算価値を上回っていることの確認までは行っておらず、同時に、想定清算価値が本公開買付価格を下回っていることの確認も行っていないとのことです。）また、純資産額は将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えているとのことです。

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的な株式及び新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

上記取締役会決議の詳細は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

本公開買付けが成立した後の経営方針について、公開買付者は、対象者の企業価値向上のための経営戦略の具体的な施策として、主に上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各シナジーを実現する施策を講じることを考えておりますが、具体的な内容及び方法については、対象者の事業運営の自主性を尊重しつつ、対象者と協議しながら決定していく予定です。

本公開買付け後の対象者の経営体制・取締役会の構成については、役員派遣の有無その他人事に関する事項を含め、本書提出日現在、本取引後の経営方針について対象者と合意している事項はなく、本公開買付け後、対象者と協議しながら決定していく予定ですが、公開買付者グループから対象者に対して2名程度の役員を派遣すること並びに原則として現在の経営体制及び対象者の従業員の処遇を維持することを想定しております。

公開買付者は、対象者の事業の特性や強みを十分に活かした経営を行い、対象者の事業の強化を図り、公開買付者とのシナジー効果を最大限実現できる体制づくりを目指し、両社の更なる企業価値向上を目指します。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意

① 本応募契約

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2024年8月8日付で、応募予定株主それぞれとの間で、各応募予定株主が所有する応募予定株式（合計所有株式：2,156,000株、所有割合の合計：42.34%）を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しております。本応募契約においては、応募予定株主による応募の前提条件は定められておりません。なお、本応募契約を除いて、公開買付者と各応募予定株主との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、各応募予定株主に対して本公開買付けに際して付与される利益はありません。

本応募契約において、応募予定株主は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含みますが、これらに限りません。）を行

わないものとし、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされています。

また、本応募契約において、公開買付期間中に、(i)対象者に対し、公開買付者以外の第三者による対象者株式の全部を取得する旨の公開買付け（以下「対抗買付け」といいます。）が開始され、かつ、対抗買付けに係る買付価格が本公開買付価格を上回る場合において、(ii)応募予定株主が公開買付者に対して本公開買付価格の変更を通知により申し入れたにもかかわらず、公開買付者が当該申入れから10営業日が経過した日（ただし、当該申入れが公開買付期間の満了日の10営業日前の日以降になされた場合には、公開買付期間の満了日の2営業日前の日）までに対抗買付けに対する合理的な対案を提示しない場合（かかる場合を以下「除外事由」といいます。）には、応募予定株主は、本応募契約に定める義務を負わず、応募予定株主が既に本公開買付けに応募をしていたときは、何らの義務、負担又は条件を課されることなく、当該応募を撤回することができるものとされています。

なお、本応募契約において、応募予定株主は、(i)本応募契約締結日から本公開買付けの決済の開始日（ただし、除外事由が発生した場合には除外事由の発生日）までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の株主権を行使してはならないものとされています。また、応募予定株主は、(ii)本応募予定契約締結日から本公開買付けの決済の開始日（ただし、除外事由が発生した場合には除外事由の発生日）までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、①剰余金の配当その他の処分に関する議案、②株主提案に係る議案、及び③可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、応募予定株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。さらに、(iii)本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、当該決済の開始日以降に開催される場合、応募予定株主は、応募予定株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けに該当いたしません。また、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）取引にも該当いたしません。もっとも、公開買付者が対象者の主要株主かつ筆頭株主であり対象者の取締役会長である齋藤氏及びその親族である各応募予定株主との間で、応募予定株式の全てを本公開買付けに応募する旨の本応募契約を2024年8月8日付で締結していること、本公開買付けにおいて、対象者株式を非公開化することを目的としていることを考慮し、本公開買付価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性及び透明性を担保するため、以下のような措置を実施いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」

(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、対象者は、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の①乃至⑥の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

- ① 公開買付者における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得
- ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む）全員の承認
- ⑥ 対象者における独立した検討体制の構築

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株式の全て（本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下のいずれかの方法により、対象者株式を非公開化するための本スクイーズアウト手続を行うことを企図しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けに係る手続完了後に、対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する対象者株式の全部を取得いたします。そして、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、売渡株主に対し、対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会において株式売渡請求を承認する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定としては、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対してその所有する対象者株式の売買価格の決定申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、当該申立てがなされた場合における、対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式併合

公開買付者は、本公開買付けに係る手続完了後に、対象者の総株主の議決権の90%未満を所有する場合には、会社法第180条に基づき対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が対象者の発行済み株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定として、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの申立てがなされた場合における、対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

上記①及び②の各手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況によっては、実施の方法及び時期

期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に、本新株予約権の取得及び消却、又は本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践することを要請する予定です。対象者によれば、対象者は、当該要請を受けた場合にはこれに協力する意向であるとのこと。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主及び新株予約権者の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、本公開買付けに係る手続が完了した時点で、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、当該基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けに係る手続が完了した時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けに係る手続が完了した後に、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年8月9日（金曜日）から2024年9月24日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	2024年8月9日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金810円
新株予約権証券	第1回新株予約権 1個につき金809,000円 第2回新株予約権 1個につき金809,000円 第3回新株予約権 1個につき金809,000円 第4回新株予約権 1個につき金809,000円 第5回新株予約権 1個につき金809,000円 第6回新株予約権 1個につき金80,900円 第7回新株予約権 1個につき金80,900円 第8回新株予約権 1個につき金80,900円 第9回新株予約権 1個につき金80,900円 第10回新株予約権 1個につき金80,900円 第11回新株予約権 1個につき金80,900円 第12回新株予約権 1個につき金80,900円 第13回新株予約権 1個につき金80,900円 第14回新株予約権 1個につき金80,900円
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券	—
株券等預託証券	—
算定の基礎	(1) 普通株式 公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者グループ、対象者グループ及び応募予定株主から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーである山田コンサルに対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、山田コンサルは公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。 山田コンサルは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社の市場価値との比較において株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動を評価に反映するためにDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は山田コンサルから2024年8月7日付で株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、山田コンサルから、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

山田コンサルによる対象者株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価法 : 513円から531円
類似会社比較法 : 689円から928円
DCF法 : 741円から984円

市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年8月7日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値522円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値525円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値531円及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値513円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を513円から531円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける複数の上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を689円から928円までと算定しております。

DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画（2025年3月期から2027年3月期までの3期分）を基礎とし、直近までの業績の動向、公開買付者が対象者に対して2024年5月中旬から同年6月下旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して公開買付者において調整を行った対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が2025年3月期第2四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を741円から984円までと算定しております。なお、上記DCF法において前提とした対象者の事業計画については、大幅な増減益が見込まれている事業年度は含まれておりません。なお、本取引により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、上記の財務予測には加味されております。

本公開買付価格810円は、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である2024年8月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値522円に対して55.17%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値525円に対して54.29%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値531円に対して52.54%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値513円に対して57.89%のプレミアムを加えた価格となります。また、本公開買付価格810円は、本書提出日の前営業日である2024年8月8日の対象者株式の終値である530円に対して52.83%のプレミアムを加えた価格となります。

(2) 本新株予約権

本新株予約権は、本書提出日現在において、本新株予約権における対象者株式1株当たりの行使価額がいずれも本公開買付価格を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格810円と本新株予約権の目的となる対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式数を乗じた金額とすることを決定いたしました。具体的には、第1回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に1,000を乗じた金額である809,000円、第2回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に1,000を乗じた金額である809,000円、第3回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に1,000を乗じた金額である809,000円、第4回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に1,000を乗じた金額である809,000円、第5回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に1,000を乗じた金額である809,000円、第6回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に100を乗じた金額である80,900円、第7回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に100を乗じた金額である80,900円、第8回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に100を乗じた金額である80,900円、第9回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に100を乗じた金額である80,900円、第10回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に100を乗じた金額である80,900円、第11回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に100を乗じた金額である80,900円、第12回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に100を乗じた金額である80,900円、第13回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に100を乗じた金額である80,900円、第14回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である809円に100を乗じた金額である80,900円とそれぞれ決定いたしました。

なお、本新株予約権は、その発行要項において、本新株予約権の譲渡による取得について対象者の取締役会の承認を要する旨が規定されていますが、対象者は、2024年8月8日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募された新株予約権の買付けについては、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者が当該新株予約権を取得することを包括的に承認することを決議したとのことです。

公開買付者は、上記のとおり、本公開買付価格を基に本新株予約権買付価格を決定していることから、本新株予約権買付価格の妥当性に関する山田コンサルからの算定書や意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者は、2024年7月中旬より、対象者との間で、本公開買付価格に関する協議を重ねてきました。具体的には、公開買付者は、2024年5月中旬から同年6月下旬までに実施したデュ・ディリジェンスの結果、山田コンサルによる対象者株式の株式価値の試算結果、並びに、提案日の前営業日の対象者株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム率等を総合的に勘案し、2024年7月16日、対象者に対して本公開買付価格については、700円（提案日の前営業日である2024年7月12日の対象者株式の終値526円に対して33.08%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値541円に対して29.39%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値527円に対して32.83%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値504円に対して38.89%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とし、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と本新株予約権の目的となる対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権1個の目的となる対象者株式数を乗じた金額とし、第1回乃至第5回新株予約権1個につき699,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき69,900円とする第1回提案価格を行いました。2024年7月18日、対象者より、第1回提案価格は対象者の少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、提案価格の抜本的な引上げを要請されました。これを受けて、公開買付者は、2024年7月22日、対象者に対して、本公開買付価格を710円（提案日の前営業日である2024年7月19日の対象者株式の終値526円に対して34.98%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値537円に対して32.22%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値530円に対して33.96%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値508円に対して39.76%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、第1回乃至第5回新株予約権1個につき709,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき70,900円とする第2回提案価格を行いました。同日、対象者より、第2回提案価格は、依然として、対象者の少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、提案価格の抜本的な引上げを要請されました。これを受けて、公開買付者は、2024年7月24日、対象者に対して、本公開買付価格を740円（提案日の前営業日である2024年7月23日の対象者株式の終値514円に対して43.97%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値533円に対して38.84%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値530円に対して39.62%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値509円に対して45.38%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、第1回乃至第5回新株予約権1個につき739,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき73,900円とする第3回提案価格を行いました。2024年7月25日、対象者より第3回提案価格は、依然として、少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、提案価格の抜本的な引上げを要請されました。</p> <p>また、公開買付者は、2024年7月26日、本特別委員会より、公開買付者の提案の背景を正確に理解する観点から、公開買付者における株式価値算定の考え方等について書面により質問を受領し、同年7月31日、当該質問事項について書面により回答を提出するとともに、同年8月1日開催の特別委員会にて説明を行いました。他方で、公開買付者は、対象者からの第3回提案価格からの提案価格の抜本的な引上げ要請を受けて、2024年7月29日、対象者に対して、本公開買付価格を750円（提案日の前営業日である2024年7月26日の対象者株式の終値545円に対して37.61%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値531円に対して41.24%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値532円に対して40.98%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値510円に対して47.06%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、第1回乃至第5回新株予約権1個につき749,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき74,900円とする第4回提案価格を行いました。2024年7月29日、対象者より第4回提案価格は、依然として、少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、本公開買付価格を1,050円とする提案を受けました。これを受けて、公開買付者は、2024年7月31日、対象者に対して、本公開買付価格を780円（提案日の前営業日である2024年7月30日の対象者株式の終値533円に対して46.34%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値532円に対して46.62%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値532円に対して46.62%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値511円に対して52.64%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、第1回乃至第5回新株予約権1個につき779,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき77,900円とする第5回提案価格を行いました。2024年8月1日、対象者より第5回提案価格は、依然として、少数株主にとって十分な価格であるとは到底いえないとの理由から、本公開買付価格を850円とする提案を受けました。</p>
--------------	--

これを受けて、公開買付者は、2024年8月2日、対象者に対して、本公開買付価格を810円（提案日の前営業日である2024年8月1日の対象者株式の終値521円に対して55.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値531円に対して52.54%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値533円に対して51.97%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値513円に対して57.89%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、第1回乃至第5回新株予約権1個につき809,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき80,900円とする第6回提案価格を行いました。2024年8月3日、対象者より第6回提案価格は、依然としてさらなる上乘せを検討いただくべき水準であり、本公開買付価格を850円に近づけるべく、再考するよう要請を受けました。

これを受けて、公開買付者は、社内で改めて協議検討を行ったものの、第6回提案価格は公開買付者として提示できる最大額であったため、2024年8月5日、対象者に対して、第6回提案価格と同額である、本公開買付価格を810円（提案日の前営業日である2024年8月2日の対象者株式の終値500円に対して62.00%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値530円に対して52.83%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値532円に対して52.26%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値513円に対して57.89%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、第1回乃至第5回新株予約権1個につき809,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき80,900円とする第7回提案価格を再度行ったところ、2024年8月5日、対象者より第7回提案価格について応諾する旨の回答を受領し、本公開買付価格を810円、第1回乃至第5回新株予約権1個につき809,000円、第6回乃至第14回新株予約権1個につき80,900円とすることで対象者と合意に至りました。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

本書提出日現在において、公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けに該当いたしません。また、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）取引にも該当いたしません。もっとも、公開買付者が対象者の主要株主かつ筆頭株主であり対象者の取締役会長である齋藤氏及びその親族である各応募予定株主との間で、応募予定株式の全てを本公開買付けに応募する旨の本応募契約を2024年8月8日付で締結していること、本公開買付けにおいて、対象者株式を非公開化とすることを目的としていることを考慮し、本公開買付価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性及び透明性を担保するため、以下のような措置を実施いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、対象者は、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の①乃至⑥の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者グループ、対象者グループ及び応募予定株主から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーである山田コンサルに対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。公開買付者が山田コンサルから取得した対象者株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書の詳細については、上記「算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに上場会社及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付者グループ、対象者グループ及び応募予定株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室に対し、対象者株式価値の算定を依頼し、2024年8月8日付で、本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、三菱UFJ銀行財務開発室は、公開買付者グループ、対象者グループ及び応募予定株主のいずれの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

なお、法人としての株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）は、公開買付者に対して融資（2024年3月31日現在における公開買付者グループの借入額は3,000百万円です。）を行っており、公開買付者と重要な利害関係を有していると考えられるものの、三菱UFJ銀行は、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）第13条の3の2第1項及び銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号。その後の改正を含みます。）第14条の11の3の3等の適用法令に従った法的義務として、行内における情報隔壁措置等、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施しており、ファイナンシャル・アドバイザーとしての三菱UFJ銀行財務開発室は、出資及び貸付を行う三菱UFJ銀行の別部署とは独立した立場から、対象者株式の株式価値の分析を行うことができる体制を構築しているものと考えられるので、対象者は、対象者株式の株式価値の分析にあたっては、ファイナンシャル・アドバイザーとしての三菱UFJ銀行財務開発室において適切な弊害防止措置が講じられているものと判断しているとのことです。また、本取引に係る三菱UFJ銀行財務開発室に対する報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により三菱UFJ銀行財務開発室を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。また、本特別委員会は、三菱UFJ銀行財務開発室の独立性及び専門性に問題がないことから、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても三菱UFJ銀行財務開発室に対して必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。

なお、対象者は、公開買付者及び対象者において、少数株主等の利益に配慮して、本「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」に記載した本公開買付けの公正性を担保するための措置を実施していることから、三菱UFJ銀行財務開発室からフェアネス・オピニオンを取得していないとのことです（注）。

(ii) 対象者株式に係る算定の概要

対象者プレスリリースによれば、三菱UFJ銀行財務開発室は、複数の株式価値分析手法の中から対象者株式の株式価値の分析にあたって採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業との前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価と収益等を示す財務指標の比較を通じて対象者の株式価値が算定可能であることから類似会社比較分析を、対象者の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにDCF分析をそれぞれ用いて、対象者株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、2024年8月8日付で三菱UFJ銀行財務開発室より本株式価値算定書を取得したとのことです。

本株式価値算定書において、上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価分析 : 513円～531円
類似会社比較分析 : 762円～943円
DCF分析 : 719円～996円

市場株価分析では、2024年8月7日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の直近取引成立日である2024年8月7日の終値522円、基準日までの直近1ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値525円、同直近3ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値531円、同直近6ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値513円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を513円から531円までと分析しているとのことです。

類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を762円から943円までと算定しているとのことです。

DCF分析では、対象者が作成した事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が2025年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、対象者の企業価値や株式価値を計算し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を719円から996円までと算定しているとのことです。

なお、対象者の事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025年3月期は、新車販売台数の増加に伴う運転資本の増加によってフリー・キャッシュ・フローは120百万円となる見込みであるものの、2026年3月期は新車販売台数の成長率がそれ以前と比べて平準化すると想定されるため、前事業年度比でフリー・キャッシュ・フローは169百万円の増加(289百万円)にとどまると見込んでいるとのことです。また、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味していないとのことです。

(iii) 本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とされ、本公開買付価格をもとに決定されていることから、対象者は、本新株予約権の買付価格について第三者算定機関からの算定書又は意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については対象者取締役会の承認を要するものとされているとのことです。対象者は、2024年8月8日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付け者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議しているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者グループ、応募予定株主及び公開買付けグループのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、本公開買付け及びその後の一連の対する対象者取締役会の意思決定方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。なお、TMI総合法律事務所は、公開買付けグループ、対象者グループ及び応募予定株主のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

また、本特別委員会は、TMI 総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことから、対象者のリーガル・アドバイザーとして選任されることを承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。TMI 総合法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者において本取引の是非につき審議及び決議するに先立ち、本取引に係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2024年5月14日付で、独立社外取締役である笹本憲一氏（対象者社外取締役、公認会計士・公認会計士笹本憲一事務所）及び元社外監査役である佐藤裕一氏（公認会計士・公認会計士佐藤裕一事務所）並びに外部の有識者である太田大三氏（弁護士・丸の内総合法律事務所）の3名から構成される本特別委員会を設置したとのことです。なお、対象者は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はなく、また対象者は本特別委員会の委員への選定に際して、笹本憲一氏、佐藤裕一氏及び太田大三氏が、公開買付者グループ、対象者グループ及び応募予定株主のいずれの間でも重要な利害関係を有していないことを確認しているとのことです。また、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしているとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問し、本諮問事項についての本答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

更に、対象者取締役会は、本特別委員会に対しては、(i) 答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を対象者の役員及び従業員、ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー等に対して求める権限、(ii) 本公開買付けの取引条件の交渉に際して、事前に方針を確認し、適時に報告を受け、必要に応じて意見を述べたり、要請等を行ったりすること等により対象者が公開買付者グループとの間で行う本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限、及び(iii) 本特別委員会が必要と認める場合には、対象者の費用にて、対象者取締役会が本取引のために選定した者とは異なる第三者算定機関その他のアドバイザーを独自に選任する権限を付与することを決議しているとのことです。また、本特別委員会への諮問にあたり、対象者取締役会は、対象者取締役会において本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行わないことを決議しているとのことです。なお、本特別委員会は、弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを独自に選任していないとのことです。

本特別委員会は、2024年5月29日から同年8月7日までの間に合計12回、約18時間にわたって開催されたほか、各会日間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行い、本諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関する説明を受け、質疑応答を行い、また、公開買付者から、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引の諸条件等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。加えて、公開買付者との交渉過程への関与方針として、直接の交渉は対象者のファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ銀行財務開発室が対象者の窓口として行うこととしつつ、本特別委員会は、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができることを確認しているとのことです。更に、三菱UFJ銀行財務開発室から対象者株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受けているとのことです。その後、本特別委員会は、対象者及び三菱UFJ銀行財務開発室から、公開買付者と対象者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格につき、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で①本公開買付価格について810円、②本新株予約権買付価格について、第1回新株予約権乃至第5回新株予約権1個について各809,000円、第6回新株予約権乃至第14回新株予約権1個について各80,900円という最終的な合意に至るまで、公開買付者に対して本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の増額を要請すべき旨を対象者に意見する等して、公開買付者との交渉過程に関与したとのことです。更に、TMI総合法律事務所から特別委員会の意義・役割等を含む本取引の手続面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置及び本取引に関する説明を受け、それぞれ、質疑応答を行うとともに、対象者及び三菱UFJ銀行財務開発室からは本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、質疑応答を行い、当該算定結果の合理性について検討したとのことです。なお、本特別委員会は、上記「② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「③ 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室並びに対象者のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所について、それぞれの独立性の程度、専門性及び実績等を確認した上でこれらの選任を承認しているとのことです。本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2024年8月7日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(i) 本取引の目的の正当性について

(a) 本取引の目的等

本特別委員会は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的な内容等について、公開買付者及び対象者に対してヒアリング等を行った。

(b) 検討

本特別委員会は、上記の対象者を巡る経営環境その他の事項を踏まえた本取引の目的の具体的な内容の当否・合理性、本取引が対象者グループの従業員や取引先（本田技研工業）等と与える影響、及びこれらを踏まえた本取引を通じた対象者グループの企業価値向上の可能性等について、詳細な検討を実施した。すなわち、現在対象者の置かれた経営環境の中、公開買付者がいかなる企業価値向上の施策案を構想し、それがどの程度具体的か、それを実行に移すために本取引を実施する必要性はあるのか、本取引の実施が対象者の事業上どのようなメリットをもたらし、他方でデメリットの有無、程度はどのように想定されるか等を含めて、総合的に検証を行った。

その結果、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の対象者及び公開買付者が想定している本公開買付けを含む本取引の意義及び目的には、著しく不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められることから、本取引は貴社の企業価値向上を目的として行われるものといえ、対象者が想定している各施策を実現する必要があるとの対象者の判断に特段不合理な点は認められないと判断するに至った。

(c) 小括

以上の本公開買付けを含む本取引の目的には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められることから、本取引は対象者の企業価値向上を目的として行われるものといえ、本取引の目的は正当であると判断するに至った。

(ii) 本取引に係る交渉過程の公正性について

(a) 対象者による検討方法

対象者が本取引について検討するにあたっては、公開買付者グループ、対象者グループ及び応募予定株主からそれぞれ独立した第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値の向上については株主共同の利益の観点から、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

(b) 対象者による協議・交渉

対象者は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格について、少数株主等の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付者との間で複数回にわたって行っている。

具体的には、対象者は、三菱UFJ銀行財務開発室を通じて、公開買付者からの本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の提案に対して、複数回にわたり繰り返し価格交渉を実施した。なお、当該協議・交渉にあたっては、本特別委員会が、対象者から当該協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受け、本特別委員会において方針等を協議し、対象者に対して意見を述べるなどした上で行われており、公開買付者との間の協議・交渉は、本特別委員会が交渉過程に実質的に関与する形で行われている。また、対象者は、本公開買付けが実施される直前まで継続して価格交渉を実施した。

そして、その交渉の結果として、1株当たり810円という本公開買付価格の決定に至るまでには、対象者株式1株当たり700円とする公開買付者の当初の提案より、110円の価格引上げを引き出しており、これに伴い本新株予約権買付価格についても、第1回新株予約権～第5回新株予約権について1個あたり各110,000円、第6回新株予約権～第14回新株予約権について1個あたり各11,000円の価格引上げを引き出している。

(c) 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

対象者の取締役のうち、齋藤氏は対象者の大株主であり、応募予定株主に該当していることから、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、公開買付者から本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約の締結について提案のあった2024年6月4日以降は、対象者取締役会におけるこれまでの本取引に関する全ての議案において、その審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していない。

以上からすれば、対象者における本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、公開買付者グループその他の本取引に特別な利害関係を有する者が対象者側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は存在しない。

(d) 本特別委員会の意見等を最大限尊重すること

対象者は、本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行わないこととしている。

(e) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると判断するに至った。

(iii) 本取引により対象者の少数株主等に交付される対価等、本取引の取引条件の妥当性について

(a) 三菱UFJ銀行財務開発室による株式価値算定書

対象者が、公開買付者グループ、対象者グループ及び応募予定株主から独立した第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室から取得した株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たりの株式価値は、市場株価分析によると513円から531円、DCF分析によると719円から996円、類似会社比較分析によると762円から943円とされている。

本公開買付価格は、三菱UFJ銀行財務開発室から取得した株式価値算定書の市場株価分析による算定結果の上限値を超える金額であり、また、DCF分析及び類似会社比較分析に基づく算定結果の範囲内の金額である。

そして、本特別委員会は、三菱UFJ銀行財務開発室から株式価値評価分析に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、三菱UFJ銀行財務開発室及び対象者に対して評価手法の選択や算定の基礎となる対象者の事業計画に基づく財務予測を含む前提条件等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

加えて、本公開買付価格（810円）は、対象者株式の2024年8月7日の東京証券取引所スタンダード市場における終値522円に対して55.17%、同日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値525円に対して54.29%、同日までの直近3ヶ月間の終値の単純平均値531円に対して52.54%、同日までの直近6ヶ月間の終値の単純平均値513円に対して57.89%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であって、公正なM&A指針が公表された2019年6月28日以降、2024年3月31日までに公表された日本国内における公開買付け案件のうち、本取引前の対象会社のPBRが1倍未満かつ買付者及び特別関係者の議決権が無い非公開化案件（但し、公開買付けが不成立となった事例、マネジメント・バイアウト（MBO）の事例、敵対的公開買付けの事例、公開買付価格のプレミアムが公表日前営業日の終値に対してマイナスとなる公開買付け（いわゆるディスカウントTOB）の事例、及び公開買付けの公表前に事前報道のあった事例を除く。）におけるプレミアムの事例17件（プレミアムの中央値は公表日前営業日が34.0%、直近1ヶ月間が33.2%、直近3ヶ月間が33.7%、直近6ヶ月間が36.0%）と比較して、相応のプレミアムが付されていると考えられる。

なお、本公開買付価格は、対象者の2024年6月30日現在の簿価純資産額である5,334百万円を自己株式控除後の発行済株式総数（4,838,299株）で割ることにより算出した1株当たり純資産額である1,102円（本公開買付価格は当該金額との比較で26.5%のディスカウント）を下回っているものの、対象者が所有する資産のうち、店舗用不動産は汎用性が乏しく、かつ、建築後相当程度の年月が経過し老朽化していることを踏まえると、簿価により売却することが困難であると見込まれるため、更地での売却が必要である可能性が高く、不動産鑑定費用に加えて建屋の取り壊しにも費用を要すること、清算時の即時又は早期の売却による換価に際して大幅な減価が必要となることを考慮すると、相当程度の毀損が見込まれる（具体的には、対象者の貸借対照表（2024年6月30日現在）上、建物及び構築物594百万円、土地2,420百万円、合計3,014百万円（総資産に占める割合38.1%）に対する相当程度の毀損が見込まれる。）。

加えて、子会社を含めた対象者グループの清算を行う場合、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に最終的に分配されることとなる金額は、現実的には簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定される。そのため、対象者は、1株当たり簿価純資産額が対象者株式の公正価値の最低価格となるという考え方は採用し難いと考え（なお、対象者においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、また、本公開買付価格が、具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される、想定 of 清算価値を上回っていることの確認までは行っていない。）また、純資産額は将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えており、かかる対象者の考えに不合理な点は認められない。

(b) 交渉過程の手続の公正性

上記のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(c) 本公開買付け後の手続において少数株主等に対して交付される対価

本公開買付けに応募しなかった少数株主等は、本公開買付けの後に実施される予定の非公開化の手続において、最終的に金銭が交付されることになること、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定である。

(d) 新株予約権者に対して交付される対価

本新株予約権買付価格は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる対象者株式1株当たりの行使価格（1円）が本公開買付価格（810円）を下回っていることから、本公開買付価格である810円と各本新株予約権の行使により交付を受けることができる対象者株式1株当たりの行使価格である1円の差額に、当該各本新株予約権の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とし、本公開買付価格を基に本新株予約権買付価格を決定している。

(e) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は妥当であると判断するに至った。

(iv) 対象者の取締役会が本取引の実施（本公開買付けに係る対象者の意見表明を含む。）を決定することが対象者の少数株主等にとって不利益であるか否かについて

上記(i)乃至(iii)記載の事項に加えて、(ア)公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による公開買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買取提案者と接触することを制限するような合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮していること、(イ)公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除く。）の株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主（公開買付者を除く。）に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ウ)本スクイーズアウト手続を実施する際に、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除く。）に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者及び対象者を除く。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除く。）が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮していること、(エ)本公開買付けの買付期間が法令に定められた最短期間（20営業日）よりも長期である30営業日に設定される予定であり、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、もって本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性も担保することを企図していること等を踏まえて、本取引が対象者の少数株主等に及ぼす影響を慎重に検討した結果、対象者による本公開買付けへの賛同意見の表明及び対象者の株主に対して応募推奨することを含め、対象者の取締役会が本取引の実施を決定することは対象者の少数株主等にとって不利益ではないと判断するに至った。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む）全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、三菱UFJ銀行財務開発室から取得した本株式価値算定書の内容及びTMI総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引について、対象者の企業価値の向上、少数株主等の皆様の利益保護を含む本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から、慎重に協議及び検討を行ったとのこと。

その結果、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けの実施も含めた本取引が、上記したシナジーの発現を通じて、対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む取引条件については、対象者の少数株主等の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、対象者の少数株主等の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な売却機会を提供するものであると判断し、2024年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのこと。

上記の取締役会においては、対象者取締役9名のうち、取締役である齋藤氏は対象者の大株主であり、応募予定株主に該当していることから、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、齋藤氏を除く対象者取締役8名（石塚俊之氏、松下吉孝氏、伊藤淳一氏、森田誉氏、高橋輝氏、吉井徹氏、笹本憲一氏及び熊澤亮輔氏）において審議の上、その全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。また、上記の取締役会に参加した取締役8名において、公開買付け者の役員との兼職関係にある等利害関係を有する役員は存在していないとのことです。また、対象者取締役のうち、齋藤氏は、利益相反の疑いを回避する観点より、公開買付け者から本応募契約の締結について提案のあった2024年6月4日以降は、対象者取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付け者との協議・交渉にも一切参加していないとのことです。

⑥ 対象者における独立した検討体制の構築

対象者プレスリリースによれば、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、公開買付け者グループ及び応募予定株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。

具体的には、対象者は、2024年5月7日に本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の提案書を受領した後、TMI 総合法律事務所から受けた助言を踏まえ、本取引に関する検討並びに公開買付け者グループとの協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、公開買付け者グループの役職員を兼務しておらず、かつ、過去に公開買付け者の役職員としての地位を有していたことのない対象者の役職員のみから構成されるものとしているとのことです。また、かかるプロジェクトチームは、本特別委員会とともに対象者と公開買付け者との間の本公開買付け価格及び本新株予約権買付け価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に専属的に関与しており、2024年8月8日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。

(注) 三菱UFJ銀行財務開発室は、本株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき対象者において一切認識されていないことを前提としているとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、本株式価値算定書の作成にあたり使用する情報の中に含まれる財務予測等の予測値は対象者による最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたものであるとの前提に立ち、使用情報をそのまま採用しているとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、かかる財務予測等の正確性・妥当性及び実現可能性等について責任を負うものではなく、当該財務予測等及びその前提について意見を述べるものでもないとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、対象者及びその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定に依頼も行っていないとのことです（これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があるとのことです）。本株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、対象者により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としているとのことです。本株式価値算定書において、三菱UFJ銀行財務開発室が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定を分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としているとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。本株式価値算定書の作成にあたり使用する情報の真実性・正確性等、あるいは今後入手し得る追加情報の内容次第では評価の前提条件が異なり、したがって本株式価値算定書の内容も大きく変わる可能性があるとのことです。本株式価値算定書は、対象者及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに本株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としているとのことです。本株式価値算定書は、本取引が適法かつ有効に実施されること、及び本取引の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意又は許認可が、本取引によってもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、三菱UFJ銀行財務開発室はこれらについて独自の検証を行う義務を負うものではないとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	5,092,099 (株)	3,225,500 (株)	— (株)
合計	5,092,099 (株)	3,225,500 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数（本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。）が買付予定数の下限（3,225,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が2024年8月8日に公表した対象者第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数（4,840,000株）に、公開買付け期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（2024年6月30日以降本書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（253,800株）を加え、2024年6月30日現在対象者が所有する自己株式数（1,701株）を控除した株式数（5,092,099株）になります。
- (注5) 公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	50,920
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	2,538
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2024年8月9日現在）（個）（d）	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2024年8月9日現在）（個）（g）	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（2024年3月31日現在）（個）（j）	48,365
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（a/j）（%）	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)（%）	100.00

（注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

（注2） 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権の発行要領に基づき株式に換算した株式数（253,800株）に係る議決権の数を記載しております。

（注3） 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2024年8月9日現在）（個）（g）」及び「gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2024年8月9日現在）（個）（g）」を分子に加算しておりません。

（注4） 「対象者の総株主等の議決権の数（2024年3月31日現在）（個）（j）」は、対象者が2024年6月24日に提出した2024年3月期有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数（5,092,099株）に係る議決権の数（50,920個）を分母として計算しております。

（注5） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得をすることはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、かかる意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされており（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしなかった場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2024年6月28日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理され、2024年7月23日付で排除措置命令を行わない旨の通知を公正取引委員会より受領したため、措置期間は同日をもって終了しております。また、本株式取得に関して、2024年7月23日付で30日の取得禁止期間を25日に短縮する旨の通知を受領したため、同日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 2024年7月23日（排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第675号（排除措置命令を行わない旨の通知の番号）

許可等の番号 公経企第676号（取得禁止期間の短縮の通知の番号）

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

- ② 本公開買付けに応募しようとする方（株主及び本新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の16時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。
- ③ 本公開買付けに係る株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等が当該証券取引口座に記録管理されている必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了している必要があります。（注1）
- ④ 本新株予約権の応募の受付にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」を公開買付代理人にご提出ください。また、本新株予約権者であることの確認書類として、本新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。「譲渡承認通知書」、「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。
- ⑤ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される際には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類の提出をお願いします。（注2）
- ⑥ 上記③の応募株券等の振替手続及び上記⑤の口座の新規口座開設には、一定の日数を要しますのでご注意ください。
- ⑦ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。
- ⑧ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）
- ⑨ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(注2) マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の個人番号又は法人番号確認書類が必要となります。また、応募株主等が外国要人等（外国PEPs）に該当する場合は、その旨を申告していただく必要がございます。なお、個人番号又は法人番号確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお問い合わせください。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

<個人の場合>

次の表の①から③のいずれかの組合せによるマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出をお願いします。なお、マイナンバー（個人番号）のご提供をいただけない方は、公開買付代理人である東海東京証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー（個人番号）等を変更する場合にはマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出が必要になります。詳細については公開買付代理人へお問い合わせください。

	個人番号確認書類	マイナンバー（個人番号）受入れのための本人確認書類
①	個人番号カード（裏面コピー）	個人番号カード（表面コピー）
②	通知カード（コピー） 通知カードに記載されているお客さまの氏名、住所及び個人番号に変更がない場合のみ、ご利用いただけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のいずれか1つ（コピー） <u>運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート（住所、氏名、生年月日が確認できるものに限ります。））、在留カード</u> または ・以下の書類のいずれか2つ <u>住民票の写し（原本）、住民票記載事項証明書（原本）、各種健康保険証、印鑑登録証明書、国民年金手帳、身体障害者手帳のコピー</u> <u>（住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに印鑑登録証明書については、発行日から6ヶ月以内の原本が有効）</u> <u>（以下「確認書類」といいます。）</u>
③	マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し（原本） 又は 住民票記載事項証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・確認書類のいずれか1つ <u>（ただし、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を除きます。）</u>

なお、顔写真のない本人確認書類をご提出くださった場合には、他の本人確認書類の提出をお願いするか、又は書留等の転送不要郵便物等を郵送し取引時確認をさせていただきます。

<法人の場合>

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）から印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類（登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの））が必要になります。

なお、法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の確認書類のいずれかの1つのコピーのご提出が必要となります。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については、公開買付代理人へお問い合わせください。

<外国人株主の場合>

常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるものが必要になります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
(その他東海東京証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金 (円) (a)	4, 124, 600, 190
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料 (b)	20, 000, 000
その他 (c)	2, 791, 800
合計 (a) + (b) + (c)	4, 147, 392, 089

(注1) 「買付代金 (円) (a)」欄には、買付予定数 (5, 092, 099株) に対象者株式 1 株当たりの本公開買付価格 (810円) を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料 (b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他 (c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額 (円)
預け金	4, 220, 195, 407
計 (a)	4, 220, 195, 407

(注) 上記「預け金」は、公開買付者が公開買付者親会社に対して公開買付者グループのグループバンキングを通じて預け入れている資金です。当該「預け金」については、公開買付者による銀行口座からの引出しは制限されておらず、公開買付者において送金処理し、本公開買付けの買付資金及びその付随費用に充当することが可能であることを確認しております。

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
		計		—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (円)
—	—	—	—
—	—	—	—
		計	—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（円）
公開買付者親会社による融資	1,800,000,000
計(d)	1,800,000,000

(注1) 公開買付者は、資金金額の融資の裏付けとして、公開買付者親会社より、2024年8月7日付で、公開買付者に対して1,800,000,000円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、当該融資の実行の前提条件としては、本公開買付けの成立のみが定められております。

(注2) 公開買付者は、公開買付者親会社の2024年8月7日付の残高証明書を確認することにより、公開買付者親会社による融資の確実性を確認しております。

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

6,020,195,407円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(2) 【決済の開始日】

2024年10月1日（火曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日）以後速やかに応募が行われた直前の記録に戻す（公開買付代理人の証券取引口座に記録する。）ことにより返還します。

本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類（上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の④に記載した書類）をそれぞれ応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,225,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,225,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	概要
2019年4月	商号を株式会社オートボックス・ディーラーグループ・ホールディングスとし、本店所在地を東京都練馬区、資本金を0円とする株式会社として設立
2021年6月	本店所在地を東京都豊島区に移転
2023年9月	本店所在地を東京都練馬区に移転

②【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

次の事業を営むことを目的としております。

- (1) 自動車・原動機付自転車・自転車の販売
- (2) 自動車の整備、修理加工、钣金、塗装
- (3) 自動車のリース
- (4) レンタカー業及びその仲介
- (5) 音響機器・空調機器・その他の電気機械器具の販売・賃貸及び修理
- (6) 前各号に関連する部品・機器・用品及び鉱油の販売
- (7) 古物の売買並びにその受託販売
- (8) スポーツ用品・楽器・衣類及び住宅設備機器・什器の販売及び賃貸
- (9) 損害保険代理業
- (10) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (11) 生命保険の募集に関する業務
- (12) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理に関する業務
- (13) 倉庫業及びその仲介
- (14) 前各号に関する業務の経営指導
- (15) 前各号に付帯する一切の事業

(事業の内容)

公開買付者は、オートボックスグループのディーラー事業を統括する持株会社として、新車販売、サービス及びメーカー認定中古車の販売を行う子会社の経営管理、その他付帯業務等を主たる事業としております。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

2024年8月9日現在

資本金の額	発行済株式の総数
0円	1,000株

④【大株主】

2024年8月9日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社オートボックスセブン	東京都江東区豊洲五丁目6番52号	1,000	100.00
計	—	1,000	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

2024年8月9日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	—	熊倉 栄一	1962年2月8日	2018年4月 株式会社オートバックスセブン 取締役 常務執行役員 西日本営業本部担当 2020年4月 同社 取締役 専務執行役員 商品・サービス統括 兼 カー用品担当 2022年4月 同社 取締役 専務執行役員 商品・サービス統括 兼 ホールセール事業担当 2023年4月 同社 専務取締役 ホールセール事業統括 2024年6月 株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス 代表取締役 社長 兼 株式会社バックス・アドバンス 代表取締役 会長 兼 株式会社バックスeモビリティ 代表取締役 会長 (現任)	—
代表取締役 会長	—	吉山 弘樹	1967年1月17日	2019年3月 株式会社アウトブラッツ 代表取締役 社長 兼 株式会社モトーレン栃木 代表取締役 社長 2019年4月 株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス 代表取締役 社長 兼 株式会社アウトブラッツ 代表取締役 社長 兼 株式会社モトーレン栃木 代表取締役 社長 2020年6月 株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス 代表取締役 社長 兼 株式会社アウトブラッツ 代表取締役 社長 兼 株式会社モトーレン栃木 代表取締役 会長 2021年4月 株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス 代表取締役 社長 兼 株式会社アウトブラッツ 代表取締役 社長 兼 株式会社モトーレン栃木 代表取締役 会長 兼 株式会社バックス・アドバンス 代表取締役 社長 2022年4月 株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス 代表取締役 社長 兼 株式会社アウトブラッツ 代表取締役 社長 兼 株式会社モトーレン栃木 代表取締役 社長 兼 株式会社バックス・アドバンス 代表取締役 会長 2022年12月 株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス 代表取締役 社長 兼 株式会社アウトブラッツ 代表取締役 社長 兼 株式会社モトーレン栃木 代表取締役 社長 兼 株式会社バックス・アドバンス 代表取締役 会長 兼 株式会社バックスeモビリティ 代表取締役 会長 2023年9月 株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス 代表取締役 社長 兼 株式会社バックス・アドバンス 代表取締役 会長 兼 株式会社バックスeモビリティ 代表取締役 会長 2024年6月 株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス 代表取締役 会長 (現任)	—
取締役	—	小松 修一	1965年7月27日	2019年4月 株式会社モトーレン栃木 執行役員 2020年6月 同社 代表取締役 社長 2021年4月 株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス 取締役 兼 株式会社モトーレン栃木 代表取締役 社長 兼 株式会社バックス・アドバンス 取締役 2022年4月 株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス 取締役 兼 株式会社モトーレン栃木 代表取締役 社長 兼 株式会社バックス・アドバンス 代表取締役 社長 2023年9月 株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス 取締役 兼 株式会社バックス・アドバンス 代表取締役 社長 (現任)	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	—	平賀 則孝	1972年1月22日	2018年4月 株式会社オートボックスセブン 執行役員 経 理・財務・法務担当 2019年4月 同社 執行役員 経理・財務・法務・IR・広報担 当 2020年4月 同社 執行役員 人事・総務・法務担当 2020年5月 同社 執行役員 人事・総務・法務担当 兼 人 事企画部長 2022年4月 同社 執行役員 人事・総務・法務担当 2022年6月 同社 執行役員 経営企画担当 2023年4月 同社 コーポレート統括 2023年6月 同社 管理統括 2023年7月 同社 管理統括 兼 経営企画部長 2023年10月 株式会社オートボックスセブン 管理統括 兼 経営企画部長 兼 株式会社オートボックス・デ ィーラーグループ・ホールディングス 取締役 2024年4月 株式会社オートボックスセブン 管理統括 兼 広報・IR部長 兼 株式会社オートボックス・デ ィーラーグループ・ホールディングス 取締役 (現任)	—
監査役	—	小山 毅	1966年10月29日	2019年4月 株式会社オートボックスセブン人事・総務部 2020年4月 株式会社オートボックスセブン監査等委員会室 2021年6月 株式会社オートボックスセブン監査等委員会室 兼 株式会社オートボックス・ディーラーグルー プ・ホールディングス監査役(現任)	—
計					—

(2) 【経理の状況】

公開買付者の第5期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）に基づいて作成しております。なお、公開買付者は、法第24条第1項に定める有価証券報告書を提出しなければならない会社には該当しないため、公開買付者の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

① 【貸借対照表】

2024年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]	5,762,073	[流動負債]	834,475
現金及び預金	2,853	未払金	216
貯蔵品	20	未払費用	10,767
立替金	163,070	未払法人税等	741,870
前払費用	5,605	未払消費税等	78,460
短期貸付金	450,000	前受金	1,667
未収入金	7,950	預り金	20
預け金	5,132,574	預り金給与社保	49
[固定資産]	1,226,879	預り金給与住民税	125
有形固定資産	6,913	賞与引当金	1,300
構築物	1,935	[固定負債]	6,002
車両運搬具	4,480	預り保証金	6,002
工具器具備品	803	負債の部合計	840,477
減価償却累計額車両運搬	▲249	純資産の部	
減価償却累計額構築物	▲43	[株主資本]	6,148,474
減価償却累計額工具器具	▲13	資本剰余金	1,769,845
投資その他の資産	1,219,966	その他資本剰余金	1,769,845
子会社株式	1,209,902	利益剰余金	4,378,629
リサイクル預託金	12	その他利益剰余金	4,378,629
保証金	10,052	繰越利益剰余金	4,378,629
		純資産の部合計	6,148,474
資産の部合計	6,988,952	負債及び純資産合計	6,988,952

②【損益計算書】

自2023年4月1日 至2024年3月31日

(単位：千円)

科目	金額	
[売上高]		
売上リース料	50,138	
売上車両	1,023,583	
賃貸売上高	23,354	
売上高合計		1,097,076
[売上原価]		
当期商品仕入高	1,023,582	
賃貸原価	41,730	
合計	1,065,312	
売上原価		1,065,312
売上総利益金額		31,763
[販売費及び一般管理費]		
販売費及び一般管理費合計		108,094
営業損失金額		76,331
[営業外収益]		
受取利息	1,642	
受取配当金	1,176,846	
雑収入	900	
営業外収益合計		1,179,389
[営業外費用]		
支払利息	5,280	
雑損失	998	
営業外費用合計		6,279
経常利益金額		1,096,778
[特別利益]		
その他特別利益	2,000,000	
子会社株式売却益	2,162,308	
特別利益合計		4,162,308
[特別損失]		
固定資産売却損	9,623	
特別損失合計		9,623
税引前当期純利益金額		5,249,464
法人税等		982,182
当期純利益金額		4,267,281

③【株主資本等変動計算書】

自2023年4月1日 至2024年3月31日

(単位：千円)

[株主資本]			
資本金	当期首残高		0
	当期末残高		0
資本剰余金			
その他資本剰余金	当期首残高		1,769,845
	当期末残高		1,769,845
資本剰余金合計	当期首残高		1,769,845
	当期末残高		1,769,845
利益剰余金			
その他利益剰余金	当期首残高		111,347
繰越利益剰余金	当期首残高		111,347
	当期変動額	当期純利益金額	4,267,281
	当期末残高		4,378,629
利益剰余金合計	当期首残高		111,347
	当期変動額		4,267,281
	当期末残高		4,378,629
株主資本合計	当期首残高		1,881,192
	当期変動額		4,267,281
	当期末残高		6,148,474
純資産の部合計	当期首残高		1,881,192
	当期変動額		4,267,281
	当期末残高		6,148,474

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

①【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

②【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年8月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(2024年8月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	—	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2024年8月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。なお、対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、2024年8月8日付で、対象者の取締役会長である齋藤氏（所有株式：1,089,000株、所有割合：21.39%）との間で、本応募契約を締結しております。本応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意」の「① 本応募契約」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
	月別	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月
最高株価	511	548	511	541	566	547	530
最低株価	450	476	488	499	522	505	460

(注) 2024年8月については、8月8日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第57期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月26日関東財務局長に提出
事業年度 第58期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月24日関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

該当事項はありません。

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東葛ホールディングス
（千葉県松戸市小金きよしヶ丘三丁目21番地の1）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1) 「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

対象者は、2024年8月8日付で対象者第1四半期決算短信を公表しております。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況

会計期間	2025年3月期 (第1四半期累計期間)
売上高	2,258,316千円
売上原価	1,748,877千円
販売費及び一般管理費	356,948千円
営業外収益	1,792千円
営業外費用	1,474千円
四半期純利益	98,181千円

(ii) 1株当たりの状況

会計期間	2025年3月期 (第1四半期累計期間)
1株当たり四半期純利益	20.29円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	19.33円
1株当たり配当額	—円

(2) 「2025年3月期配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、対象者が2024年5月13日付「2024年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」にて公表した、2025年3月期の配当予想を修正し、期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が2024年8月8日付で公表した「2025年3月期配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 「「上場維持基準への適合に向けた計画書」の撤回について」の公表

対象者は、2024年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2023年6月30日に公表した、流通株式時価総額の充足を目的とする「上場維持基準への適合に向けた計画書」を撤回することを決議したとのことです。詳細については、対象者が2024年8月8日付で公表した「「上場維持基準への適合に向けた計画書」の撤回について」をご参照ください。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	7,263,817	7,079,951	7,379,840	7,264,958	8,539,352
経常利益 (千円)	371,670	398,584	387,074	423,604	540,958
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	234,498	231,222	242,678	268,999	350,098
包括利益 (千円)	234,498	231,222	242,678	268,999	350,098
純資産額 (千円)	4,411,408	4,599,761	4,799,662	5,025,759	5,308,588
総資産額 (千円)	6,354,967	6,765,137	7,079,603	7,387,539	7,982,312
1株当たり純資産額 (円)	903.90	941.69	981.84	1,027.44	1,084.80
1株当たり当期純利益金額 (円)	48.47	47.79	50.16	55.60	72.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	46.84	46.05	48.18	53.21	69.01
自己資本比率 (%)	68.8	67.3	67.1	67.3	65.8
自己資本利益率 (%)	5.5	5.2	5.2	5.5	6.9
株価収益率 (倍)	6.83	8.89	7.78	6.24	7.01
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	158,300	517,542	472,094	350,461	543,183
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△427,704	△239,839	△16,344	△4,745	△13,734
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△305,481	27,948	△66,956	△94,097	△29,872
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,400,637	1,706,287	2,095,081	2,346,698	2,846,275
従業員数 (人)	142	145	144	150	143
(外、平均臨時雇用者数)	(21)	(20)	(17)	(14)	(14)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用者（パートタイマー、再雇用者）数が、従業員数の100分の10を超えたため（ ）内に外書きとして記載しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第56期の期首から適用しており、第56期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	212,532	212,592	213,032	213,122	213,062
経常利益 (千円)	86,116	102,220	97,326	95,704	84,077
当期純利益 (千円)	78,861	90,052	86,653	85,168	74,974
資本金 (千円)	211,085	211,085	211,085	211,085	211,085
発行済株式総数 (千株)	4,840	4,840	4,840	4,840	4,840
純資産額 (千円)	2,844,389	2,891,572	2,935,447	2,977,713	2,985,417
総資産額 (千円)	2,903,366	2,970,841	3,007,874	3,006,211	3,020,774
1株当たり純資産額 (円)	580.02	588.63	596.54	604.14	604.64
1株当たり配当額 (円)	10.00	10.00	10.00	15.00	15.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	16.30	18.61	17.91	17.60	15.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	15.75	17.93	17.20	16.85	14.78
自己資本比率 (%)	96.7	95.9	96.0	97.2	96.8
自己資本利益率 (%)	2.8	3.2	3.0	2.9	2.6
株価収益率 (倍)	20.31	22.84	21.78	19.72	32.71
配当性向 (%)	61.3	53.7	55.8	85.2	96.8
従業員数 (人)	9	9	9	9	7
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
株主総利回り (%)	74.5	97.2	91.7	85.6	123.8
(比較指標：配当込みTOPIX)	(90.5)	(128.6)	(131.2)	(138.8)	(196.2)
最高株価 (円)	534	512	456	396	548
最低株価 (円)	290	304	390	330	341

- (注) 1. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所JASDAQ (スタンダード) におけるものであります。
2. 第56期までは、比較指標としてJASDAQ INDEXスタンダードを使用しておりましたが、東京証券取引所の市場区分の見直しにより、第54期から第58期までの比較指標を配当込みTOPIXに変更しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第56期の期首から適用しており、第56期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。